

平成29年2月15日

簡易ガス事業の廃止の許可について

九州経済産業局及び九州産業保安監督部から、大栄ガス株式会社（法人番号4290801014174）による簡易ガス事業の廃止の許可申請に関する、ガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該許可申請について、許可をすべきと考えられるため、別紙の通り九州経済産業局長及び九州産業保安監督部長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20170213 九 州 第 4 号
平成 2 9 年 2 月 1 5 日

九州経済産業局長 殿

九州産業保安監督部長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

簡易ガス事業の廃止の許可について (回答)

平成 2 9 年 2 月 1 0 日付け、2 0 1 7 0 2 0 6 九州第 3 9 号、2 0 1 7 0 2 0 6 九産保第 1 5 号により貴職から当委員会に意見を求められた簡易ガス事業の廃止の許可の申請については、許可することに異存はありません。